

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例の一部を改正する条例（平成19年10月17日京都市条例第22号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）の施行により建築基準法の一部が改正され、条項が移動することに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成19年11月30日から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例  
の一部を改正する条例を公布する。

平成19年10月17日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第22号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区  
建築条例の一部を改正する条例

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例  
の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2（ち）項第4号」を「別表第2（ち）項第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築指導課）